



WAN の遺贈寄付について

＊＊ 金額は自由です。金額の多少に関わらずありがたく頂戴いたします。 ＊＊

◆ WAN の「遺贈寄付」とは？

WAN では、亡くなった方の財産について、WAN の活動に活かすことを目的とすることをご寄付を「遺贈寄付」として広くとらえています。

具体的には、

- ① 遺言による寄付
- ② 相続または遺贈により取得した財産からの寄付
- ③ 香典返しからの寄付

これらを総称して「遺贈寄付」と呼んでいます。

◆ 遺贈寄付の方法

3種類の方法があります。

① 遺言による寄付

遺言によって ご自身の財産を無償で特定の個人や団体に譲渡することを遺贈といいます。ぜひ遺言の中で遺贈先に WAN をご指定ください。

主な遺言の種類には、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言があります。

遺言は自由に撤回でき、書き直した場合は、最も新しい日付の遺言が優先されます。

② 相続または遺贈により取得した財産からの寄付

相続人が相続した財産や遺贈を受けた人が取得した財産から、指定の額をご寄付いただく方法です。WAN に寄付いただいた相続財産には、相続税が課税されません。相続税の寄付金控除を受けるには、相続税の申告期限内（被相続人が死亡したことを知った日の翌日から 10 ヶ月以内）にご寄付いただく必要があります。

③ 香典返しからの寄付

ご葬儀などで寄せられたお香典や御花料へのお返しにかえて、WAN にご寄付いただく方法です。お香典返しからのご寄付いただいた場合には、ご希望によりお礼状を用意させていただきます。

◆遺言による寄付の注意点

① 遺言執行者を指定してください。

遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有します。遺贈寄付を確実に実現するために、ぜひご指定下さい。

② 遺贈寄付の受領方法は、原則として金銭のみといたします。

不動産・有価証券・その他の財産権については、遺言執行者による換価処分後に金銭として寄付いただくことを条件とします。

③ 遺留分にご留意ください。

一定範囲のご相続人（配偶者・子・直系尊属など）には、法律で保障された「遺留分」という最低限の相続分があります。遺贈の内容によっては、相続人からWANが「遺留分侵害額請求」を受ける可能性がありますので、遺言書の作成時には慎重にご検討下さい。

④ 専門家へのご相談をおすすめします。

遺言の作成や税務・法的手続きについては、弁護士・税理士・司法書士・行政書士などの専門家へご相談下さい。

